

## 建設業許可の理解深める

### 行政書士の日下氏を講師に研修会

組合は11月15日（月）、行政書士の日下卓（ひのした・たかし）氏（日下行政書士事務所）を講師に迎え、建団連会館で「建設業許可の説明と申請準備」をテーマとした研修会を開催しました。組合の労務委員会の企画によるもので、岩田理事長をはじめ多数の会員が参加しました。

研修会では最初に、岩田理事長が「コンプライアンス（法令遵守）の重要性が求められている中で、この研修会で学んだことをそれぞれの会社で建設業許可の申請あるいは更新する際の参考にしてほしい」と挨拶しました。

この後、日下氏が講演し建設業許可には一般建設業許可と特定建設業許可があり、それぞれ有効期間が5年であることや知事許可と大臣許可の違いなどの基本的な内容から許可基準、欠格要件、申請の際に準備するもの、さらに許可取得後の注意事項に至るまで具体的な事例を交えて説明しました。

このうち、建設業法第7条に定められている許可基準については経營業務の管理責任者及び専任技術者の基準として、必要な経験年数や実務経験、技術資格などを詳しく紹介しました。日下氏はまとめとして「申請書類は自分で説明するための裏付け資料となるもので、中身がわからないと意味がない。要は審査がしやすいようにしておくことが大事です」と締めくくりました。